

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	令和2年7月13日 23時00分ごろ
発生場所	山口県柳井市平郡島北東方沖（平郡水道第3号灯浮標） 平郡港羽仁A防波堤灯台から真方位029° 3.6海里付近 （概位 北緯33° 50.0′ 東経132° 17.6′）
事故の概要	引船玉竜丸は、台船SD103-2をえい航して東進中、えい航索が灯浮標と接触し、灯浮標が損傷した。
事故調査の経過	令和2年8月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 玉竜丸、170トン 137244、有限会社ダイワマリン、大和海工株式会社（船借入人） B 台船 SD103-2、総トン数不詳（全長65m） なし、日興産業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、四級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	A なし B なし 灯浮標 防護枠に曲損及び櫓主柱に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 約1.5～2m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北東流 約1.0ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、B船を約180mのえい航索で繋いで全長約273mの引船列（以下「A船引船列」という。）を構成して約5～6knの対地速力で東進した。 船長は、平郡水道第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の南側を接近して航行していたところ、A船引船列が、南南西風の影響により北方に圧流され、本件灯浮標との衝突を避けるために、A船は大きく右転したものの、B船は北方に圧流され、えい航索が本件灯浮標に接触した。
分析	A船引船列は、東進中、本件灯浮標に接近して航行していたことから、南南西風の影響で北方に圧流され、えい航索が本件灯浮標に接触し、本件灯浮標が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船引船列が、東進中、本件灯浮標に接近して航行していたため、南南西風の影響で北方に圧流され、えい航索が本件灯浮標に接触したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 台船等をえい航している場合は、風の影響及び台船等を含めた操縦性能を考慮し、航路標識と安全な離隔距離を保って航行すること。
--------------	--